

1 計画の概要

(1) 特定健康診査等導入の背景

「高齢者の医療の確保に関する法律」(平成20年4月施行)により、平成20年度から、40～74歳の国民健康保険被保険者の方を対象に、糖尿病等の生活習慣病の発症の危険性を高める内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

(2) 特定健康診査等のコンセプト

近年、内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧などを複数併せ持つメタボリックシンドローム(以下「メタボ」という。)の該当者・予備群が増えています。メタボは、放っておくと動脈硬化が進み、心疾患や脳血管疾患など命に関わる病気を引き起こすといわれていますが、生活習慣の改善により内臓脂肪を減少させることで、それらの発症リスクの低減が図れることが明らかとなっています。

こうしたことから、特定健康診査は、メタボの該当者・予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする人を抽出するために実施します。

特定保健指導は、対象者が自らの生活習慣を振り返り、課題を認識して行動変容するとともに、自己管理による健康的な生活を維持することで、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的として実施します。

(3) 計画の位置づけ

「高齢者の医療の確保に関する法律」第18条(特定健康診査等基本指針)に基づき、大治町国民健康保険が策定する特定健康診査・特定保健指導の実施計画です。

(4) 計画の期間

6か年計画で、6年を1期として6年ごとに見直しを行います。

第3期 平成30～35年度(2018～2023年度)

(5) 計画の目標

特定健康診査・特定保健指導から得られたデータ等を分析し、医療費の伸びの抑制を図るとともに、住民の健康寿命の延伸と早世の減少を目的に、国の基本指針等に基づく特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率、平成20年度と比較した特定保健指導対象者の割合の減少率を設定します。

《表1-1 特定健康診査・特定保健指導の目標値》 ※資料編参照

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健康診査受診率	40%	40%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導実施率	40%	40%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導対象者の割合の減少率	—	—	—	—	—	25%減少

(6) 特定健康診査等の実施方法

① 特定健康診査

ア) 対象者

大治町国民健康保険に当該年度の4月1日時点で加入している、40～74歳の方

イ) 実施期間 6～9月（10月までの実施を検討中）

ウ) 実施形態及び場所

個別特定健康診査 海部医師会・津島市医師会に加入する指定医療機関

集団特定健康診査 大治町保健センター（業者委託）

エ) 検査項目 ※資料編参照

基本的な健診項目 血液検査、医師の診察、身体計測、血圧、尿検査

詳細な健診項目 貧血検査、心電図検査、眼底検査

追加健診項目 腎機能検査

② 特定保健指導

ア) 対象者 ※資料編参照

健診の結果、腹囲又はBMIが基準以上でかつ血糖値、脂質（中性脂肪・HDLコレステロール）、血圧が基準以上の方

※BMIとは、体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

イ) 実施期間 通年、初回面接から3か月間

ウ) 実施方法 管理栄養士、海部医師会・津島市医師会に加入する指定医療機関

エ) 実施内容

特定保健指導対象者の生活習慣の改善に係る行動が定着するよう、一定の期間継続して支援を行う

《動機付け支援》

- ・1回の面接（個別又はグループ）による支援
- ・面接の3か月後に、面接、電話等による実績の評価（体重、腹囲等の自己申告）

《積極的支援》《動機付け支援相当※実施方法の弾力化》

- ・初回面接（個別又はグループ）による支援
- ・初回面接後、面接又は電話等により3か月以上の継続的な支援
- ・初回面接の3か月後に、面接、電話等による実績の評価

(7) 個人情報の保護

「国民健康保険法」「高齢者の医療の確保に関する法律」「個人情報の保護に関する法律」「大治町個人情報保護条例」に基づき、個人情報を適正に管理するとともに守秘義務を遵守します。

(8) 計画の評価及び見直し

計画の目標の達成状況、事業の実施状況等を大治町国民健康保険運営協議会等で総合的に評価します。また、必要に応じて実施計画の見直しを行います。